

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準（産業廃棄物関係）の一部改正（案）について（概要）

1 改正の概要

行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に則り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準（産業廃棄物関係）の一部を改正するものです。

2 改正の理由

- (1) 令和2年3月30日付け環循規発第2003301号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」が出され、平成30年3月30日付け環循規発第18033029号通知が廃止されたため、審査基準を改正するものです。
- (2) 令和2年10月1日に「優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル」の改訂が行われたため、審査基準を改正するものです。

3 施行期日

決裁日